

# 退職後の傷病手当金請求について

退職後の傷病手当金の継続請求に必要な添付書類は、次のとおりになります。

## 退職後請求の都度添付 ①・②

### ①「診療明細（調剤明細）書」の写し（★任意継続被保険者の方は不要）

医療機関にかかった際には、現行では必ず診療明細書の発行が義務付けられています。お取り扱いいただき、請求該当期間にかかるものを添付ください。なお、外部の調剤薬局で薬の購入があった場合には、薬の明細書も必要です。

### ②「診療費（薬剤費）の領収書」の写し（★任意継続被保険者の方は不要）

①・②の注意事項  
添付漏れがあった場合は審査ができず給付することができません。  
原本を送付いただいた場合にも返却いたしませんのでご注意ください。

## 退職後請求の初回のみ添付 ③・④・⑤

### ③退職後加入した健康保険証の写し（★任意継続被保険者の方は不要）

### ④「雇用保険受給期間延長通知書」の写し

雇用保険の受給期間延長手続きは、ハローワークにて行ってください。詳細についてはご自宅を管轄するハローワークにご確認ください。

### ⑤「振込先口座の通帳」の写し（★任意継続被保険者の方は不要）

銀行名・支店名・口座番号・口座種別・口座名義が網羅されているもの。

## 退職後請求の初回、毎年6月（その年の年金振込通知が届くため）、年金額に変更の都度添付 ⑥

### ⑥60歳以上の方や、年金受給者の方は、直近の年金改定（振込）通知書の写し

#### 1) 60歳以上で年金をまだ受給されていない場合

年金を受給していない旨メモを付けてください。

#### 2) 60歳以上で年金を受給している、または65歳以上の方の場合

直近の年金改訂（又は振込）通知書の写し

なお、年金事務所に照会をかけて、受給状況・受給額の確認させていただく場合があります。

#### ■書類の送付先・問い合わせ先

〒104-8350 東京都中央区京橋 2-9-2

ロジスティード健康保険組合

TEL：03-6263-2860